

人手不足業就職チャレンジ奨励金

対象者

- 他の業種から福井県内の人手不足業の事業所に、令和3年1月1日～令和4年12月31日に正社員として雇用された方
- 雇用された日時点で満51歳以下の方
- 奨励金支給申請書提出時点においても継続して、同一の事業所に正社員として雇用されている方
- 雇用後、3か月以上勤務している方

※正社員に準じた勤務形態であれば、試用期間中も対象とします

対象となる業種

「建設業」「運輸業、郵便業」
「情報サービス業」「土木建築サービス業」
「老人福祉・介護事業」「障害者福祉事業」

奨励金

30万円（支給は1回限り）

申請書受付期間

令和4年5月17日～令和5年3月31日

※ただし予算の上限に達し次第受付を締切ります

要件

- 当該事業者にて正社員として雇用された日の前日から起算して過去1年間において、県内の同業種の業務に正社員として従事していないこと
※職歴のない方が、中途採用された場合も対象とします
- 主として、総務、経理等の事務的作業に従事する者として雇用された者でないこと ※対象となる職種については、必ずQAを確認してください
- 当該事業所に継続して勤務する意志を有すること
- 労働移動促進事業に参加し、当該事業所に雇用された者でないこと

申請手続

以下のホームページから「申請書」を入手し、添付資料とともに下記へ
郵送してください

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648

